

# 令和6年第9回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日	令和6年9月25日(水)							
開会場所	鴻巣市川里農業研修センター 集会室							
開 会	令和6年9月25日 午後2時55分							
閉 会	令和6年9月25日 午後4時26分							
議 長	大塚 明夫							
委員応召並びに出席状況								
農 業 委 員	議席 番号	委員氏名	出席 状況	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員	委員氏名	出席 状況	委員氏名	出席 状況
	1	新井 勉	出席		秋山 和生	出席	新井 正芳	出席
	2	林 繁雄	出席		小川 一彦	出席	清水 実	出席
	3	林 信夫	出席		上谷 一海	出席	馬場 毅	出席
	4	大塚 明夫	出席		鯨井 文雄	出席	新井 秀樹	出席
	5	寺山 佳宏	出席		金子 昇	出席	関塚 正己	出席
	6	尾澤 利彦	出席		松村 洋充	出席	飯野 博文	出席
	7	武井 正夫	出席		加村 純男	欠席	石川 保男	出席
	8	秋池 功	出席		塚越 秀夫	出席	江原 浩昭	出席
	9	野本 雅一	出席		福島 政則	出席	吉田 和好	出席
	10	荒井 広志	出席		椎林 幹夫	出席		
	11	伊藤 政士	出席		西崎 照男	出席		
	12	小林 紀之	欠席		桐敷 光朗	出席		
	13	保科 美那子	出席		細井 悟	出席		
議事録署名人			林 信夫 ・ 林 繁雄					
議事参与			板倉 秀行 ・ 藤村 剛 ・ 下山 優美					
書 記								

会議事件名

- 議案第37号 農地法第3条の規定に関する件
- 議案第38号 農地法第5条の規定による転用許可申請
- 議案第39号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について
- 議案第40号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について
- 議案第41号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)の意見書の提出について

顛末

令和6年9月25日  
開会 午後2時55分

【議長】

これより、令和6年第9回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。  
本日の定例会は農業委員13名中、12名出席ですので定例会は成立しております。  
議案書の訂正はありませんか。

【事務局】

訂正はございません。

【議長】

続きまして、議事録署名人の指名をします。番号2番 林 繁雄 委員・番号3番 林 信夫 委員にお願いします。

これより議案審議に入ります。

議案第37号 農地法第3条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。

【事務局】

議案について説明します。  
議案第37号 農地法第3条の規定に関する件  
所有権の移転 2件 2筆

番号31

受人は今回、売買により新たに農地を取得し、花き及び野菜を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数を320日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は6.96アールで、自宅から申請地までは約3.2キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。

【議長】

事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

<p>【林 信夫 農業委員】</p>	<p>番号31について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、花き及び野菜を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【桐敷 光朗 推進委員】</p>	<p>番号31について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、新規参入の促進を図ることにつながり、農地等の利用の最適化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、次に番号32について内容説明を事務局にお願いいたします。</p>
<p>【事務局】</p>	<p>番号32 受人は今回、贈与により新たに農地を取得し、野菜を作付けする計画です。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はありませんが、受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数を350日と計画していることや、営農・作付計画を踏まえ、農作業に常時従事するものと認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は0.19アールで、自宅と申請地は隣接しており、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。</p>
<p>【議長】</p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。</p>

<p>【林 繁雄 農業委員】</p>	<p>番号32について調査してまいりました。受人は、今回の申請地において、野菜を作付するため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。現在、受人が耕作する農地はありませんが、営農・作付計画などから、本申請地を効率的に利用すると思われまますので、問題はないと判断します。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p>【西崎 照男 推進委員】</p>	<p>番号31について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、新規参入の促進を図ることにつながり農地等の利用の最適化が推進されますので、問題はないと思います。</p>
<p>【議長】</p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(質問なし)</p>
<p>【議長】</p>	<p>質問がございませんので、採決を行います。議案第37号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>【一同】</p>	<p>(全員挙手)</p>
<p>【議長】</p>	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第37号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第38号 農地法第5条の規定による転用許可申請について上程します。なお、本議案には、〇〇〇〇農業委員の所有権以外の使用収益権が設定されている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員会委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっておりますので、当該委員については、議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p>
<p>【議長】</p>	<p>それでは、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>

<p><b>【事務局】</b></p>	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第38号 農地法第5条の規定による転用許可申請      所有権の移転 1件 2筆      使用貸借権の設定 1件 1筆      賃借権の設定 2件 19筆</p> <p>番号38      受人は、現在市内に家族3人で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を父から借り受ける話がまとまり申請するものです。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。</p>
<p><b>【荒井 広志 農業委員】</b></p>	<p>番号38について調査してまいりました。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、農地区分は第1種農地（原則不許可農地）に該当すると判断します。しかし、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という、第1種農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可できると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するという事で、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。</p>
<p><b>【金子 昇 推進委員】</b></p>	<p>番号38について調査してまいりました。申請地には自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、水路に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。</p>
<p><b>【議長】</b></p>	<p>ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。</p>

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号39について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	<p>番号39</p> <p>受人は、現在市内で暮らしています。現在の住宅への進入路は、幅員が狭く、消防車や救急車などの緊急車両が通行できない状況です。また、住宅敷地が建築基準法上の接道要件を満たす道路に接していないことが判明したため、同法に適合するよう本申請地を譲り受ける話がまとまり申請するものです。なお、申請地は、令和6年8月21日付けで農用地区域から除外されています。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【新井 勉 農業委員】	番号39について調査してまいりました。申請地は、駅・市町村役場等を中心とする半径1キロメートル以内の円で囲まれる区域の面積に占める当該区域内にある宅地の面積の割合が40%を超える区域内的の農地であるため、農地区分は第2種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。農家住宅（進入路）ということで周りの農地への影響もなく、問題ないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【上谷 一海 推進委員】	番号39について調査してまいりました。申請地には農家住宅（進入路）を設置するというのですが、隣接農地との境界には柵板ブロックを設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、次に番号４０と番号４１について、関連がありますので、一括して議案説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号４０及び番号４１ 受人は、市外で電気事業を営んでおり、地線の新設・撤去工事及び特別高圧架空送電線路の鉄塔建替工事を計画しています。今回、本申請地を工事用地として借り受け、一時転用したく申請するものです。なお、鉄塔については農地への設置となりますが、農地法第５条第１項第７号並びに同法施行規則第５３条第１４号に該当するため、農地転用許可不要となっており、既に鉄塔設置についての事業計画書の提出を受けております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【秋池 功 農業委員】	番号４０及び番号４１について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用地区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該農地を供することが必要であると認められるもの」という、農用地区域内農地の不許可の例外に該当することから、例外的に許可することができると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。一時転用する期間は約１年間とのことです。周辺に与える影響もなく、また、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるため、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【石川 保男 推進委員】	番号４０及び番号４１について調査してまいりました。申請地は、工事用地として一時転用を行うということですが、鉄板及び防草シートを設置して工事を行います。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第38号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第38号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。</p> <p>(指名された委員の入室)</p>
【事務局】	<p>続きまして、議案第39号生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。</p> <p>議案について説明します。</p> <p>議案第39号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願</p>
【議長】	<p>番号5</p> <p>申出人2名は、令和5年10月7日に亡くなった買い取り申出が生じた者について、買い取り申出生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明願うものです。</p>
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【野本 雅一 農業委員】	番号5について調査してまいりました。この件につきましては、令和5年10月7日に買い取り申出が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、農業を継続して行っていたと認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。

【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号6について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号6 申出人2名は、令和5年12月21日に亡くなった買い取り申出が生じた者について、買い取り申出生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明願うものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたしますが、生産緑地の場所が2つの地域に分かれていますので、まず初めに鴻巣西地区の農業委員の方からお願いいたします。
【伊藤 政士 農業委員】	番号6の神明二丁目について調査してまいりました。この件につきましては、令和5年12月21日に買い取り申出が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、農業を継続して行っていたと認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。続きまして、鴻巣東地区の農業委員の方からお願いいたします。
【保科美那子 農業委員】	番号6の鴻巣字沼田について調査してまいりました。この件につきましては、令和5年12月21日に買い取り申出が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、農業を継続して行っていたと認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第39号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】	(全員挙手)								
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第39号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第40号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について上程いたします。なお、本議案には、〇〇〇〇推進委員が使用貸借権の設定を受ける者となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、当該委員については、議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p> <p>それでは、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>								
【事務局】	<p>議案について説明します。</p> <p>議案第40号 農地中間管理事業に係る鴻巣市農用地利用集積計画について</p> <table border="0" data-bbox="331 1265 1428 1355"> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>94件</td> <td>218筆</td> <td>186,817.00㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>12件</td> <td>27筆</td> <td>24,809.00㎡</td> </tr> </table> <p>について、令和6年9月10日付けで鴻巣市及び鴻巣市農業委員会に申し出がありました。農業委員会での決定後、鴻巣市で鴻巣市農用地利用集積計画の公告を行うことにより、農地中間管理機構が農地中間管理権を取得することとなります。</p>	賃借権の設定	94件	218筆	186,817.00㎡	使用貸借権の設定	12件	27筆	24,809.00㎡
賃借権の設定	94件	218筆	186,817.00㎡						
使用貸借権の設定	12件	27筆	24,809.00㎡						
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。								
【一同】	(質問なし)								
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第40号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。								

【一同】	(全員挙手)								
【議長】	<p>挙手全員と認めます。全員賛成ですので議案第40号について原案のとおり決定いたしました。続きまして、議案第41号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）の意見書の提出について上程いたします。なお、本議案には〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員、〇〇〇〇推進委員が賃借権の設定及び使用貸借権の設定を受ける者となっている案件が含まれています。農業委員会等に関する法律第31条の規定により農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないことになっております。また、農地利用最適化推進委員につきましても、同法同条による議事参与制限を適用させることが望ましいと考えられることから、7人の各委員については、当該議案の審査開始から終了まで退席していただきます。</p> <p>(指名された委員の退出)</p> <p>それでは、事務局より議案説明をお願いいたします。</p>								
【事務局】	<p>議案第41号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）の意見書の提出について説明いたします。</p> <p>今回、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について、</p> <p>〇〇〇〇 外47名より</p> <table data-bbox="395 1413 1465 1503"> <tr> <td>賃借権の設定</td> <td>59件</td> <td>856筆</td> <td>880,003.62㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td>9件</td> <td>36筆</td> <td>28,767.00㎡</td> </tr> </table> <p>の計画案が提出され、鴻巣市から農業委員会に計画案についての意見を求められております。</p> <p>なお、各筆の詳細につきましては、地区審査会において皆様にお示ししたとおりとなっております。</p>	賃借権の設定	59件	856筆	880,003.62㎡	使用貸借権の設定	9件	36筆	28,767.00㎡
賃借権の設定	59件	856筆	880,003.62㎡						
使用貸借権の設定	9件	36筆	28,767.00㎡						
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。								
【一同】	(質問なし)								

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第41号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。																				
【一同】	(全員挙手)																				
【議長】	<p>全員賛成ですので議案第41号は原案のとおり承認いたします。</p> <p>(指名された委員の入室)</p>																				
	<p>続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。</p> <p>令和6年8月14日～令和6年9月10日受付分</p> <p>農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">2筆</td> <td style="text-align: right;">306㎡</td> </tr> </table> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>所有権の移転</td> <td style="text-align: center;">9件</td> <td style="text-align: center;">14筆</td> <td style="text-align: right;">3,737.09㎡</td> </tr> <tr> <td>使用貸借権の設定</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">2筆</td> <td style="text-align: right;">310㎡</td> </tr> <tr> <td>農地改良等に係る届出</td> <td style="text-align: center;">1件</td> <td style="text-align: center;">1筆</td> <td style="text-align: right;">869㎡</td> </tr> <tr> <td>合計届出件数</td> <td style="text-align: center;">12件</td> <td style="text-align: center;">19筆</td> <td style="text-align: right;">5,222.09㎡</td> </tr> </table> <p>これらは、全て会長専決でございます。</p> <p>何かご質問はございませんか。</p>		1件	2筆	306㎡	所有権の移転	9件	14筆	3,737.09㎡	使用貸借権の設定	1件	2筆	310㎡	農地改良等に係る届出	1件	1筆	869㎡	合計届出件数	12件	19筆	5,222.09㎡
	1件	2筆	306㎡																		
所有権の移転	9件	14筆	3,737.09㎡																		
使用貸借権の設定	1件	2筆	310㎡																		
農地改良等に係る届出	1件	1筆	869㎡																		
合計届出件数	12件	19筆	5,222.09㎡																		
【一同】	(質問なし)																				
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。																				
【会長代理】	・赤い羽根共同募金について																				
【議長】	他に何かございませんか。																				
【一同】	(特になし)																				
【議長】	最後に事務局から何かありますか。																				

**【事務局】**

- ・令和6年度農地パトロールの予定について
- ・令和6年度農業経営状況調査について
- ・営農型太陽光発電施設の計画について
- ・活動報告書の回収について
- ・市制施行70周年記念式典について
- ・農振除外審議会について
- ・鴻巣市産業祭の開催について（新規就農相談会の開催）
- ・農業者年金への加入と促進について

**【議長】**

これをもちまして、令和6年第9回定例会を閉会いたします。  
なお、次回の定例会は令和6年10月24日（木）午後2時より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。

閉会 午後4時26分